

船 橋 市

循環型社会形成推進地域計画

( 第 2 次 計 画 )

平成 24 年 12 月 21 日

平成 25 年 12 月 27 日 (変更)

平成 27 年 12 月 17 日 (変更)

平成 28 年 12 月 20 日 (変更)

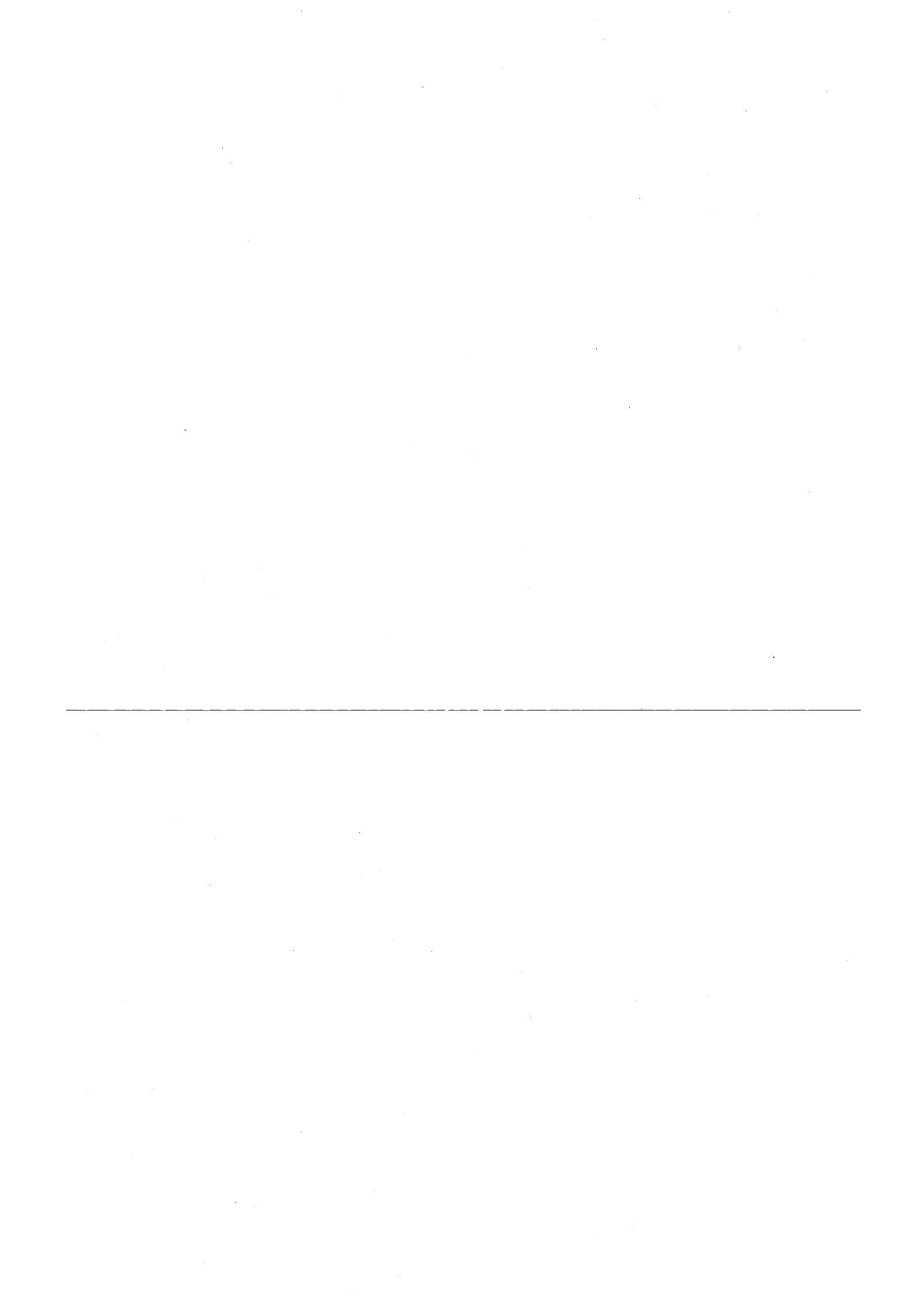
船 橋 市

## 「 目 次 」

<b>1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項</b>	1
(1) 対象地域	1
(2) 計画期間	1
(3) 基本的な方向	1
(4) 広域化の検討状況	3
<b>2 循環型社会形成推進のための現状と目標</b>	4
(1) 一般廃棄物等の処理の状況	4
(2) 生活排水の処理の状況	4
(3) 一般廃棄物等の処理の目標	6
(4) 生活排水処理の目標	7
<b>3 施策の内容</b>	8
(1) 発生・排出抑制計画	8
(2) 広報・啓発計画	11
(3) 資源化計画	13
(4) 処理体制	14
(5) 処理施設等の整備	17
(6) 施設整備に関する計画支援事業	18
(7) その他の施策	19
<b>4 計画のフォローアップと事後評価</b>	20
(1) 計画のフォローアップ	20
(2) 事後評価及び計画の見直し	20

### 【添付書類】

- ・添付資料
- ・様式1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1
- ・様式2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2
- ・様式3 地域の循環型社会形成推進のための施策一覧
- ・参考資料様式2 施設概要（熱回収施設系）(1)
- ・参考資料様式2 施設概要（熱回収施設系）(2)
- ・参考資料様式5 施設概要（浄化槽系）
- ・参考資料様式6 計画支援概要



# 1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

## (1) 対象地域

市町村名：船橋市

面 積：85.64 km<sup>2</sup>（別添資料1 対象地域図 資-1 ページ 参照）

人 口：609,040人（平成22年10月1日現在の常住人口）

## (2) 計画期間

本計画は、平成25年度から平成29年度までの5年間を計画期間とする。

なお、複数の施設整備を長期にわたって継続的に実施していくため、全体では16年間の計画となる。第1次計画は平成20年度から平成24年度までの5年間を計画期間とし、本計画は第2次計画に該当し、第3次計画は平成30年度から平成35年度までの6年間の計画とする。

また、目標の達成状況や社会情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

## (3) 基本的な方向

船橋市（以下、「本市」という。）は、下水道整備や道路整備をはじめとして、立ち後れていた都市基盤整備に加え、市内中心部の商業地区における活性化、北部地域の農業振興など、産業構造もより一層多様化している。また、首都圏のベッドタウンとして、宅地化の進行や大規模集合住宅の建設などによる人口増加や地域コミュニティの変化など、新たな局面へと進展してきている。このことは、消費行動の多様化やそれに伴うごみ質の変化・量の増大が懸念されるだけでなく、これまで展開してきた一般廃棄物処理及びリサイクル事業のあり方の本質を見直す時期にさしかかってきていると言える。

さらに、国においても、これまでの『公衆衛生の向上』や『公害問題の解決』といった対策としての観点から『循環型社会の形成』へと新たな局面を迎える、循環型社会形成推進基本法をはじめとした各種の法整備や法改正を進めている。特に、これらの法整備や法改正では、3Rの理念に基づいて、廃棄物処理の総合的な推進を図ることを基本的な考え方としている。

本市では、現在、市内に2ヶ所稼働している焼却施設の老朽化、ごみの焼却灰や不燃ごみなどを埋立処分する最終処分場を有していない、といった課題を抱えている。

一方、生活排水処理については、下水道整備の遅れもあり、浄化槽による水洗化に頼らざるを得ない状況である。トイレの水洗化が普及している現在において、下水道の未整備地域では、公共用水域の汚濁防止のために、合併処理浄化槽の設置は非常に重要である。

ごみの発生抑制のための仕組みづくりと、ごみの発生量そのものを削減すること、さらには、どうしても排出されてしまったものについて、できる限りの再利用・リサイクルを推進し、資源回収の向上を図るとともに、処理コストの低減につなげることが求められている。

これらの本市の現状や国の動向をふまえ、最終処分量の削減や資源循環の促進のための『環境にやさしい取り組み』を実践し、次の8つの基本方針を定め、循環型社会を構築していく。

## ■方針1 環境負荷の低減と経済性を両立する廃棄物処理事業を目指す

本市が行うごみ処理事業は、循環型社会を実現するための根本として、ますます重要性を高めている。

そのため、まずは排出されるごみを減量・資源化することによって、ごみの処理・処分量を削減し、環境負荷の低減に努める。また、老朽化した清掃工場を更新することで最新の公害防止技術を導入し、環境負荷の低減に努めるとともに、最新のエネルギー回収技術を導入し、ごみのエネルギー利用を推進していく。さらに、焼却等の中間処理を経て排出される焼却灰等の残渣についても、より一層の有効利用を進め、さらなる資源消費の抑制を図っていく。

なお、ごみ処理事業に当たっては、ごみ処理やりサイクルにかかる費用負担の考え方やライフサイクルコストまでを含めたトータルコストの縮減に向けて、拡大生産者責任の考え方等も国等へ要望しながら、社会全体の経済性にも十分に考慮したごみ処理事業の推進を図っていく。

## ■方針2 市民・事業者・行政のパートナーシップにより計画の推進体制を構築する

循環型社会の実現に向けて本計画を確実に推進していくためには、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識するとともに、お互いに強いパートナーシップをもって積極的に責任・役割を果たしていくことが必要である。そのため、市は船橋市一般廃棄物処理基本計画推進委員会を設置し、3者のパートナーシップに基づく協力関係を構築し、行動計画について、修正意見や市民・団体等の計画参加内容等を提出し、進行状況を把握しながら年度ごとに改定し、ごみ減量やりサイクルの推進等の基本計画を推進していく。

## ■方針3 市民・事業者の3R型のライフスタイル・ビジネススタイルへの変革を推進する

市民一人ひとりが、ごみを減らす意識、ものを長く使う意識、捨てる前に、誰かが使えないか考える意識を持つとともに、その行動を実践し、ごみの分別に対して自ら理解し、自主的に取組む3R型のライフスタイルへ変革するよう、広報・啓発及び動機付けを市は推進していく。

また、事業者に対しても、環境に配慮した事業活動を行い、製品やサービスの生産者・販売者としてごみの減量・資源化に貢献していくとともに、事業系ごみの排出者として減量・資源化に取組む3R型のビジネススタイルへ変革するよう、広報・啓発及び動機付けを行うとともに、市民の環境に配慮した消費行動を促していくことで、3R型のビジネススタイルへの変革が環境と経済性を両立するよう、促していく。

## ■方針4 循環型社会を実現するための廃棄物処理システムを構築する

まず、ものを大切にする・不用な物は購入しないなど、ごみになるものを極力減らす（リデュース）ように心がける。その上で、ごみとして発生するものについては、繰り返し使用（リユース）することによって、処理する量を減らす。

それでも、どうしても排出されて処理せざるを得ないものについては、徹底したリサイクルによって、ごみとして処理・処分する量を極限まで減らす。リサイクルについては、基本的には①原料としてリサイクルする「マテリアルリサイクル」②廃棄物等を化

学的に処理する「ケミカルリサイクル」③熱回収などのエネルギーを回収する「サーマルリサイクル」の優先順位による対応としますが、国レベルにおける「リサイクル手法」をめぐる見直し論議も踏まえ対応していく。④ ①②③の優先順位に従って処理してもなお残るごみについては廃棄物として適正に処理する。

#### ■方針5 安定的・継続的な処理を実現するための廃棄物処理施設の整備を推進する

本市のごみ処理事業では、清掃工場が老朽化していることや最終処分場を自区域内に持たないため、遠方の自治体に最終処分を依存していることが課題である。

このため、市民・事業者が安心して安全に暮らせるために、適正処理を前提とした、廃棄物処理施設の整備を推進することで、今後も安定的にごみ処理を行っていくことはもとより、災害をはじめとした緊急時にも継続的に処理を行うことが可能な施設整備を目指していく。

#### ■方針6 環境負荷の低減を目指した生活排水処理事業を実現する

し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬から中間処理、最終処分に至るすべてにわたって、環境への負荷の少ない生活排水処理事業を目指す。また、し尿・浄化槽汚泥の処理によって脱水汚泥が発生することから、これを資源化することによって、脱水汚泥の処理・処分量を削減できるとともに、環境負荷の低減も図っていく。

#### ■方針7 生活雑排水の適正処理化を目指す

単独処理浄化槽が現在でも33,000基程度利用されているため、生活雑排水が未処理のまま公共用水域へ排出されていることが課題となっている。このため、生活雑排水を適正に処理する合併処理浄化槽に転換することにより、身近な水域の水質保全を図っていく。

#### ■方針8 効率的な生活排水処理事業を推進する

生活環境の保全と公衆衛生の向上を実現するためには、公共下水道を整備することや合併処理浄化槽を設置すること等が必要であり、これらの整備には費用がかかる。したがって、経済性を十分に考慮して、効率的な生活排水処理事業の推進を図っていく。

### (4) 広域化の検討状況

循環型社会を構築していくためには、周辺の地方公共団体との協力や連携を図っていくことが重要である。現在、千葉市、市川市、松戸市、柏市、習志野市とは、すでに「六市清掃協議会」を組織し、京葉地区にある各市の清掃行政が抱える諸問題について、情報を共有し、解決に努めているところであるが、今後も広域処理について、積極的に取り組んでいく。

## 2 循環型社会形成推進のための現状と目標

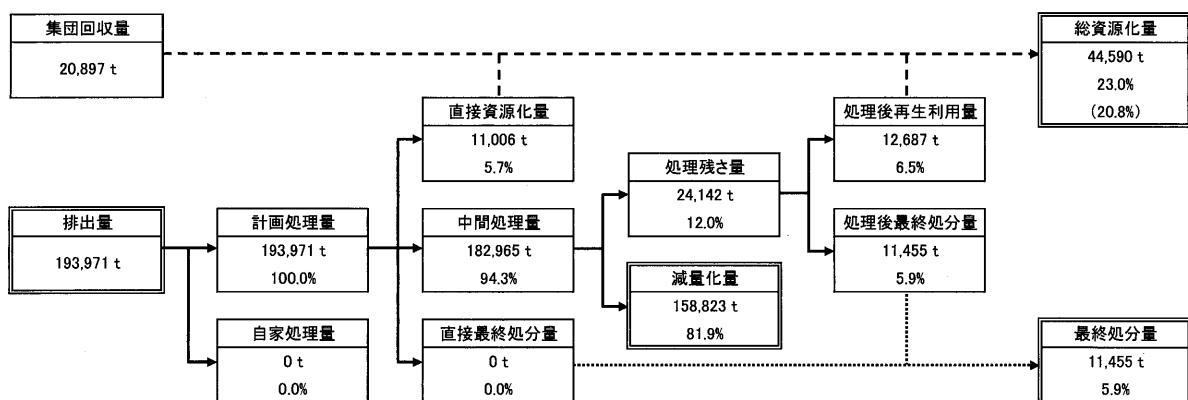
### (1) 一般廃棄物等の処理の状況

平成 22 年度の一般廃棄物の排出、処理状況は、図 1 のとおりである。

総排出量は、集団回収量も含め、214,868 トンであり、再生利用される「総資源化量」は 44,590 トン、リサイクル率は 20.8% である。

中間処理による減量化量は 158,823 トンであり、集団回収量を除いた排出量のおおむね 5.9% が埋め立てられている。なお、中間処理量のうち、焼却量は 185,977 トンである。

また、各焼却施設では、蒸気タービン発電機による発電（出力計 3,180kW）を行っている。



※括弧内の数値は、集団回収量を含んだ総排出量に対する割合

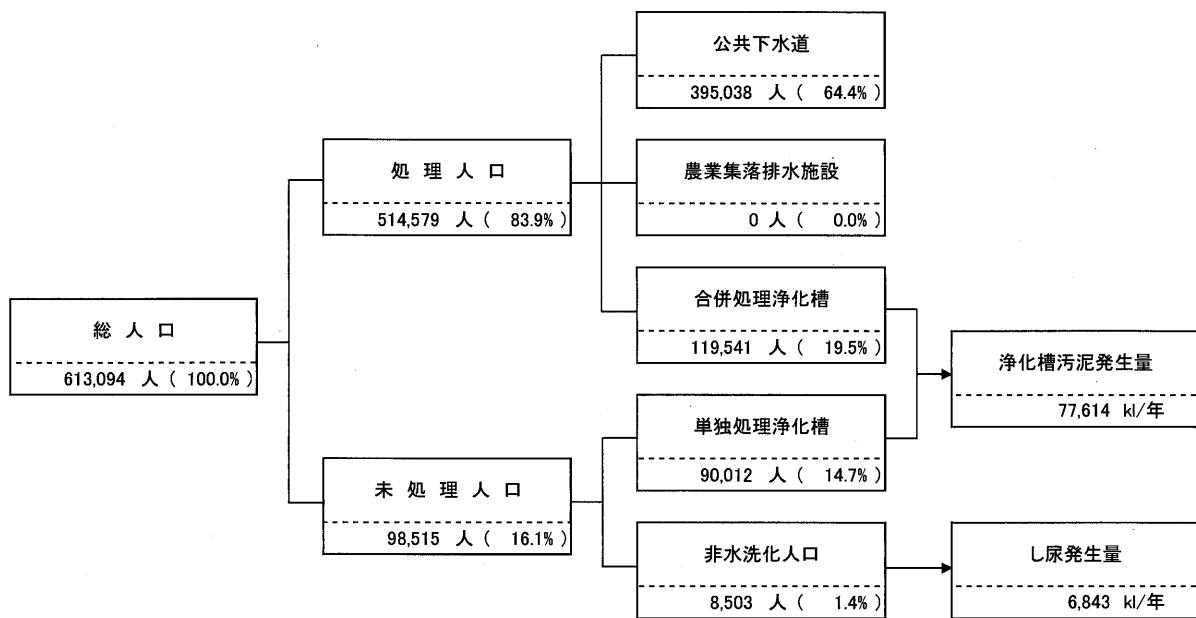
図 1 一般廃棄物の処理状況フロー（平成 22 年度）

### (2) 生活排水の処理の状況

平成 22 年度の生活排水の処理状況及びし尿・浄化槽汚泥等の排出量は図 2 のとおりである。

生活排水処理対象人口は、全体で 613,094 人であり、水洗化人口は 514,579 人、83.9% である。し尿発生量は 6,843 kℓ/年、浄化槽汚泥は 77,614 kℓ/年であり、船橋市西浦処理場の第 1 系列及び第 2 系列に収集・運搬され処理される。

環境部所管の第 1 系列において処理され、排出された脱水汚泥 2,930t のうち、1,996t は堆肥として資源化され、残りは焼却処分している。



### (3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては事業所数や人口の増加が見込まれますが、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表1のとおり目標量について定め、1人当たりの排出量を抑制するなどそれぞれの施策に取り組む。

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指標		単位	実績[割合※1] (平成18年度)	現状[割合※1] (平成22年度)	目標[割合※1] (平成30年度)
排出量	事業系 総排出量	トン	68,120	50,182	52,797 [+5.2%]
	事業所数※2	事業所	14,867	16,863	17,741 [+5.2%]
	1事業所当たりの排出量※2	トン/事業所	4.4	3.0	3.0 [0.0%]
	家庭系 総排出量※3	トン	149,455	143,790	140,700 [-2.1%]
	人口※4	人		609,040	640,785 [+5.2%]
	1人当たりの排出量※4	kg/人	245	222	207 [-6.8%]
合計 排出量合計		トン	217,575	193,971	193,497 [-0.2%]
再生利用量	直接資源化量	トン	9,400 [4.3%]	11,006 [5.7%]	12,627 [6.5%]
	総資源化量※5	トン	51,529 [23.7%]	44,590 [23.0%]	51,783 [26.8%]
	熱回収量(年間の発電電力量)	MWh	19,572	23,927	63,087
減量化量	中間処理による減量化量	トン	178,911 [82.2%]	158,823 [81.9%]	152,406 [78.8%]
最終処分量	埋立最終処分量	トン	15,267 [7.0%]	11,455 [5.9%]	9,756 [5.0%]

※1 排出量は現状に対する割合、その他は排出量に対する割合。

※2 (1事業所当たりの排出量)=[(事業系ごみの総排出量)-(事業系ごみの資源ごみ量)]/(事業所数)

※3 家庭系総排出量は可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ及び資源ごみの各ごみ量の合計

※4 (1人当たりの排出量)=[(家庭系ごみの総排出量)-(家庭系ごみの資源ごみ量)]/(人口)

※5 総資源化量は集団回収量(有価物量)を含む。

《指標の定義》

排出量: 事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収量(有価物量)を除く。)[単位:トン]

熱回収量: 熱回収施設において発電された年間の発電電力量[単位:MWh]

減量化量: 中間処理量と処理後の残さ量の差[単位:トン]

最終処分量: 埋立処分された量[単位:トン]

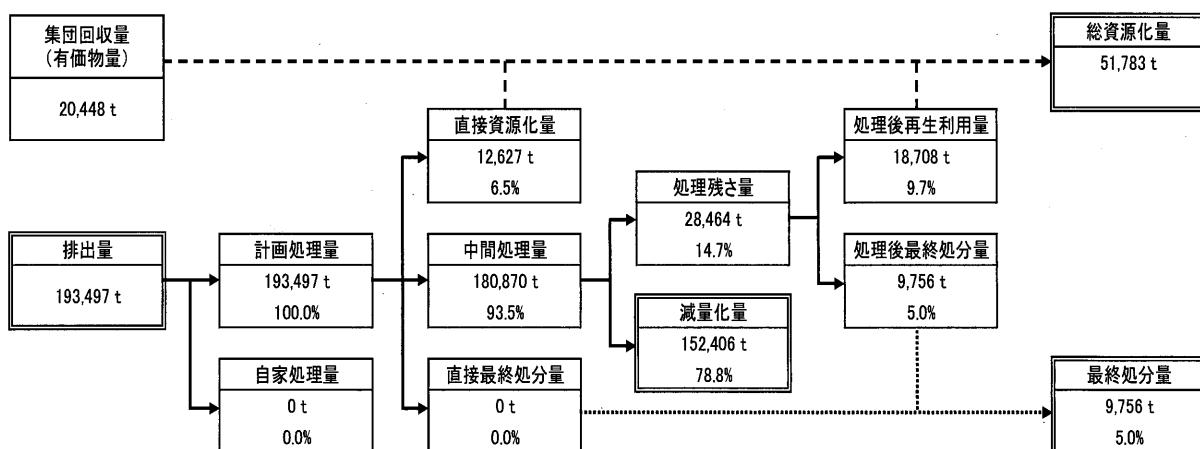


図3 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー（平成30年度）

#### (4) 生活排水処理の目標

生活排水処理については、表2に掲げる目標のとおり、公共下水道の整備を進めていく。下水道整備区域以外の地域については合併処理浄化槽を整備する。

表2 公共下水道、合併処理浄化槽の整備目標

		平成22年度実績	平成30年度目標
処理形態別人口	公共下水道	395,038 人	498,451 人
	農業集落排水施設	0 人	0 人
	合併処理浄化槽	119,541 人	98,324 人
	未処理人口	98,515 人	44,010 人
計		613,094 人	640,785 人
し尿・汚泥の量	くみ取りし尿量	6,843 kl	4,244 kl
	浄化槽汚泥量	77,614 kl	57,634 kl
	計	84,457 kl	61,877 kl

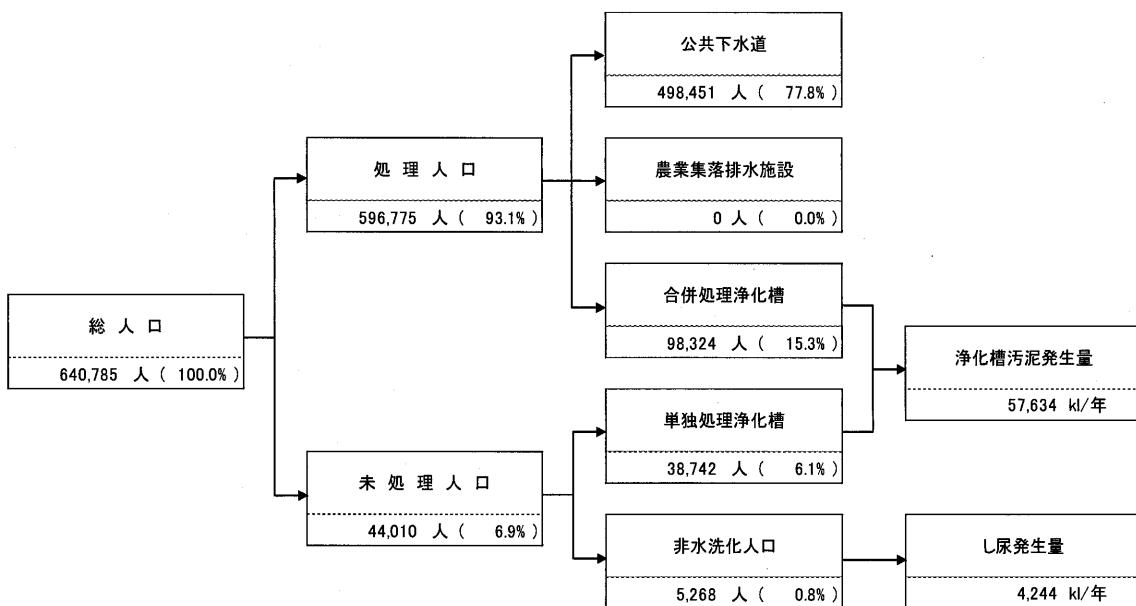


図4 目標達成時の生活排水の処理状況フロー（平成30年度）

### 3 施策の内容

循環型社会の実現を目指す本市においては、今後、数次の長期にわたる循環型社会形成推進地域計画等を通じ、市民・事業者から排出される廃棄物を発生源から抑制するため、以下の施策について、今後の展開の中でも、最も重要なものと位置付けて取り組むこととする。

#### (1) 発生・排出抑制計画

##### ア ライフスタイル・ビジネススタイルの転換

使い捨て社会から物を大事に繰り返し使うリユース、再生資源の活用を図るリサイクルを進める社会への転換を図るため、日常の買い物にはマイバッグを持参し、極力レジ袋を使わない、使い捨て容器を極力購入しないといった消費行動など、家庭ごみを減らすような取り組みを検討する。

また、そのような環境に配慮した消費行動を市民に促していくことで、事業者が環境に配慮したビジネススタイルに移行する動機付けを図っていく。

##### ① マイバッグ運動及び詰め替え商品の推奨

レジ袋や紙袋などの包装廃棄物は、ごみの中に多く含まれており、市民に対しそのような現状を十分に説明していくとともにマイバッグや詰め替え商品等の推奨を行う。

##### ② レジ袋廃止や簡易包装に対する小売業者の協力

小売業者に対して、レジ袋や過剰包装を廃止してもらえるよう働きかける。また、消費者である市民に対しては、環境に配慮した消費行動を促していくことで、小売業者が取組む動機付けを行っていく。

##### ③ リユース環境の創出

市民から市民への不用品や再生品等の紹介やあっ旋に関する情報及びそのような取組みを行う団体に関する情報を、市ホームページ等を活用して構築し、市民がリユースに参加する環境を創出していく。

##### ④ リサイクル品の活用

市が廃家具類を再び利用できる状態に再生し、それらを市民に引き渡す事業を実施し、再生利用品の活用を推進していくとともに、このような事業を通じてものを大切にする意識を育てていく。

#### イ 家庭でできるごみ減量の実践

生ごみの水切りや、分別を徹底することでごみから資源へ有効活用するなど、家庭でできるごみ減量には多くの取組みがある。そのような取組みをより多くの市民が実践するよう、啓発や指導を行っていく。

### ① 生ごみの水切り

生ごみは多量に水分を含み、各家庭でこの水分を切るだけでも廃棄物の減量となり処理効率の向上も見込めるところから、水切りを行う運動をパンフレットや自治会等に対する説明会等で啓発していく。また、単に水を切るだけでなく、より効果的な水切り手法を、より多くの市民が実践するよう促していく。

### ② 分別排出の指導徹底

現在、本市のごみの中には依然として、分別されてない資源物が多く混入されている。そのため、分別ルールを広く周知していくとともに、分別排出の指導を、地域と連携して進めていく。

## ウ 事業系ごみの排出指導

### ① 廃棄物の分別方法の指導強化

排出事業者に対して、一般廃棄物の排出にあたって、発生抑制・リサイクルの推進に向けて、本市が指定する分別区分のとおりに排出するよう指導するとともに、産業廃棄物が混入しないよう指導を強化する。一例としては、事業者の責任を強化し適正な処理を確保することを目的として、一般廃棄物処理管理票の導入や事業系ごみの指定袋のあり方について検討していく。

### ② 食品リサイクル法の普及啓発

食品リサイクル法に係る食品残渣を排出する食品関連事業者に対する生ごみ処理事業等の広報・啓発については、事業系ごみ調査時において、積極的に情報提供や啓発を行い、さらに、保健所や食品関連団体と連携した広報活動をしていく。

## エ 減量・資源化に向けた動機付け

### ① ごみ処理手数料等の見直し

循環型社会へ誘導するため、これまで事業系ごみのごみ処理手数料について何度か見直しを行ってきたが、既存の助成金・協力金制度、ごみ処理費用等についても見直しを継続していく。

### ② ごみの有料化の検討

ごみの有料化については、ごみの減量効果、実施手法及び導入の是非等について、検討を進めていく。

### ③ 認定制度による減量・資源化へのきっかけづくり

ごみの減量・資源化に向けた取組みは、地域単位あるいは集積所単位で差が見られる。そのため、取組みが優れている地域や集積所に対する認定制度や支援を行い、市民や地域のやる気を引き出すきっかけづくりをしていく。さらに、その他の地域や市民が参考になる優れた取組みについては、積極的に情報提供していくこととする。

## **オ 生活排水対策**

### **① 公共下水道の整備等**

公共下水道の認可区域内の整備を計画どおりに促進させるとともに、公共下水道の整備済み区域内での未接続家庭を減らすように努めていく。

### **② 合併処理浄化槽の普及及び転換**

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換することの必要性を認識してもらえるよう、さらなる広報・啓発に努めていく。さらに、東京湾や印旛沼など閉鎖性水域の窒素・リンによる富栄養化を防止するため、より処理能力の高い高度処理型合併処理浄化槽の普及及び転換を推進していく。

### **③ 水質浄化に対する意識の高揚**

生活雑排水を処理できない汲み取り・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の対策は、身近な水路・側溝等の水質改善による生活環境の向上につながる。そのため、市民・事業者に水環境の改善に対する意識啓発を行い、水質浄化に対する意識の高揚に努めていく。

### **④ 処理槽の清掃及び保守点検の指導**

処理槽が期待される処理機能を発揮するためには、適正な清掃及び定期的な保守点検が必要であり、法的にも設置者に義務付けられている。

広報・ホームページ掲載及びイベント等で処理槽パンフレットの配布を行い、処理槽管理者に対し清掃及び保守点検の重要性について、周知徹底を図っていく。

### **⑤ 脱水汚泥の資源化**

し尿・処理槽汚泥の処理に伴って発生する脱水汚泥については、最終処分量の削減及び循環型社会の実現の観点から、堆肥などへの資源化を積極的に進めていく。

### **⑥ 効率的な中間処理体制の検討**

公共下水道の整備によって、し尿・処理槽汚泥の発生量は、徐々に減少していくものと見込まれる。

よって、効率的で適切なし尿・処理槽汚泥処理が行えるよう、中間処理体制の適切なあり方について隨時、検討していく。

## (2) 広報・啓発計画

### ア 循環型社会実現の基礎となる情報提供

ごみを出す市民一人ひとりや事業者の理解と協力さらには自主的行動がなければ、循環型社会の実現は成し得ない。

そのため、市は市民・事業者にわかり易い情報提供を引き続き行い、さらなる市民・事業者への広報・啓発を推進していく。

また、提供する情報の充実を図り、市のごみ処理に係る現状を広く伝え、ごみの減量・資源化による効果やその具体的な手法について可能な限り情報提供していくことで、市民・事業者の理解を深めるよう取り組んでいく。

#### ① ごみ減量啓発バスの運行

清掃工場、リサイクルセンター等ごみ処理施設の見学を通して、今後も市民にごみの現状を認識してもらい、ごみ減量・リサイクル意欲の高揚を図る。

#### ② ごみ出しカレンダー等の配布及び掲載内容の充実

市民へのごみ出しルールを徹底するため、これまでと同様に定期的にパンフレットやごみ出しカレンダーを作成し、ごみの分別ルールや家庭でできる減量への取組みをよりわかり易く伝えていくことを目指す。なお、転入者に対しては、きめ細かなごみ出しルールの情報提供と周知・徹底を図る。

また、品目によってごみの分別ルールの浸透に差があることから、分別ルールの徹底が図られていない品目について重点的に周知していく。

(＊ごみ出しカレンダーに民間企業の有料広告を掲載し、収入を見込んでいる。)

#### ③ 「リサちゃんだより」の発行

市民がごみに対する意識を高めてもらえるよう広報・啓発紙「リサちゃんだより」などの活用を強化し、今後、継続的に発行する。

### イ 多様な手段による効果的な情報提供

より多くの市民により効果的な広報啓発を行っていくためには、情報提供の手法にさらなる工夫を加えていくことが必要である。例えば、インターネットの普及など、時代の変遷とともに、情報媒体も年々多様化し、市民のニーズも変化しつつある。

また、市民が広報・啓発活動に直接・間接的に関与することで、ごみや資源について考えるきっかけづくりにもなる。そのため、多様な情報手段を用いて、効果的な情報提供を目指していく。

#### ① 市ホームページをはじめとした多様な情報媒体の充実

近年のインターネットの普及に伴い、ごみや資源に関する情報発信において、市ホームページの果たす役割は高まりつつある。そのため、より多くの市民に情報が伝わ

るよう、従来の紙による情報だけでなく、駅前や市役所1階の電光掲示板を使ってごみの減量等について情報発信している。さらに、ホームページをはじめとした市民のニーズに対応した多様な情報媒体の充実を図っていく。

## ② 広報・啓発活動に関する市民参加の充実

家庭でできる減量・資源化の取組み方法などを、実際に取組んでいる市民から、市が積極的に情報を収集し、得られた情報を基に市民へ周知していくなど、広報・啓発活動により市民が参加できる手法を検討していく。

### ウ 地域に根ざした広報・啓発活動の推進

地域や事業者団体との連携を構築し、循環型社会実現に向けた組織を強化することで、地域に根ざした広報・啓発活動の推進を目指していく。

#### ① 市民・地域との協働を目指した「廃棄物減量等推進員」の活用

「地球的規模で考え、足元から行動する」を理念とした市民参加型のごみ減量、リサイクルシステムを作るため、草の根的活動を行う趣旨で市より約620名に委嘱している「廃棄物減量等推進員（530推進員）」（任期2年）により、下記活動を実施する。

- a) ゴミの減量、資源分別回収の推進運動
- b) ゴミの適正な排出指導と集積所の清潔保持の活動
- c) 不法投棄防止等地域環境美化に関する活動
- d) 市の清掃関係PR活動との連携
- e) その他地域環境保全活動

また、地域でリーダーシップをとる市民の人材育成とその活用に向けて、530推進員の役割をより明確にするとともに、生活環境の保全やごみの適正処理等に対する活動意識をさらに高めるため、各種講習会の開催や表彰制度、530推進員に公募委員を一部導入する等について検討する。さらに、市民に対して530推進員の存在・役割を広く周知することで、その活動をサポートしていく体制を充実する。

#### ② 環境指導員の活用

ごみ分別や排出指導、ごみ減量・リサイクルに関する啓発や不法投棄のパトロール等を専門的に担当する職員により、「動く回覧板」として市と町会・自治会や市民を繋ぎ、清掃思想の普及啓発を行うとともに、地域の美化活動の支援をしていく。

#### ③ 団体等を通じた広報・啓発活動の推進

団体との連携を強化するなど、事業者への広報・啓発をより一層強化していく。

## **工 環境教育の充実**

次の世代を担う子どもたちに美しい環境を引き継いでいくため、教育機関と連携して、環境教育の充実を図っていく。また、そのような子どもたちへの環境教育を通じて、家庭における子どもから大人への啓発の拡大を図っていく。

### **① 見学会開催**

小学生を対象に市のごみ処理施設の見学会を開催し、ごみをリサイクルする工程の学習などを引き続き実施し、拡充していく。

### **② 職員の学校への派遣**

小学校等の依頼により環境指導員を派遣し、ごみ減量やリサイクルに対する意識の醸成を図ることを引き続き実施し、拡充していく。

## **(3) 資源化計画**

### **ア 循環型社会実現に向けた適切な分別区分の設定**

本市の目指す循環型社会の実現に向けて、社会的・経済的な状況と技術動向等を踏まえ、環境負荷や費用対効果を考慮した適切な分別区分を検討していくとともに、市民への協力を求めていく。

### **イ 生ごみ処理機の助成制度の見直し検討**

家庭用生ごみ処理機の助成制度の見直しについては、効果や他市の状況を考慮し、継続するのか廃止するのかについて方向性を検討していく。

### **ウ バイオマスの利活用**

生ごみや剪定枝などのバイオマス資源の有効利用は、利用先の確保や分別収集への協力などにも課題が多い為、本市のような都市域での取組事例は少ない状況である。そのため、その有効な活用について調査・研究を進めていく。

#### (4) 処理体制

##### ア 家庭ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表 2 のとおりである。

本市では、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ（ビン、カン・金属類、ペットボトル）、有価物（新聞、雑誌類、ダンボール、紙パック、古着類）の収集を実施している。このうち、ペットボトルについては、平成 24 年度から新たにステーション収集を開始した。

また、現在、可燃ごみとして収集されているプラスチック製容器包装の分別については、実施に向けた調査・検討を行ってきたが、リサイクルを重視した方針の検討や費用対効果の面からも最適な融合点を見つける検討をしていく。

さらに、ごみ処理量の削減とさらなる資源化を目指し、乾電池や蛍光管などその他の品目についても分別区分等の見直しを適宜行っていく。また、小型家電製品については、国の検討に留意して対応を検討する。

##### イ 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

事業系一般廃棄物については、平成 8 年に設定した際の原価が長く据え置かれたままであったため、現状では原価割れをし、周辺自治体と比較して安価となっていたことから、市域外の事業者からの搬入や産業廃棄物の混入が懸念される。平成 22 年度に改定を行い、20 円/kg で受入れ処理しているが、さらに、産業廃棄物、特に金属、塩ビ系プラスチック等の混入により、灰及び排ガスの処理に対して悪影響が懸念されることから、受入確認体制の強化が求められている。

そのため、事業系ごみの搬入については、市外の廃棄物や産業廃棄物・有害物及び排出禁止物の搬入防止を強化するため、持ち込みごみ受入基準を作成し、搬入物検査を実施している。今後は、確認体制の強化を引き続き進めていくとともに、事業者からは適正な費用負担を求めるべく受け入れ手数料の見直しを続けていく。

また現在は、一度に大量に搬入することが可能となっている家庭系ごみの直接搬入についても、ごみ減量の観点から、受入の制限や料金の設定などについて今後、検討していく。

##### ウ 今後の処理体制の要点

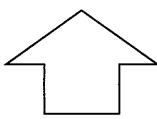
- ◇ 家庭系ごみに関しては、乾電池、蛍光管、小型家電などその他の品目についてごみの分別区分の見直し等により、ごみの減量及び資源化を促進する体制を確保する。
- ◇ 事業系ごみに関しては、引き続き受入確認体制を強化し分別指導の徹底やごみ処理手数料の見直し等により、適正処理及び資源化が可能な体制を確保する。
- ◇ 施設の老朽化等から北部清掃工場及び南部清掃工場の建て替えを行う。なお、南部

清掃工場について、建設・監理・運営等にあたっては、財政面での軽減や運営面でのサービスの向上が期待できる民間活用について検討する。

- ◇ 北部清掃工場の建て替えは、資源化の促進と最終処分量の削減を念頭において熱回収施設とし、得られた熱を利用して、市民が利用できる余熱利用施設の建設を併せて行う。

表 2 船橋市の家庭ごみ及び有価物の分別区分と処理方法の現状と今後

現 状(平成22年度)				今後(平成30年度)			
分別区分	処理方法	処理施設等		処理実績 (トン)	処理施設等		処理実績 (トン)
		分別区分	処理方法		一次処理	二次処理	
可燃ごみ	焼却	北部清掃工場 南部清掃工場		124,096			
不燃ごみ	破碎 運別 埋立	破碎運別處理施設		11,390			
粗大ごみ							
資源ごみ	ビン						ビン
	カン・金属類	リサイクルセンター		8,304			カン・金属類
	ペットボトル (拠点回収)						ペットボトル (ステーション)
有価物	新聞	リサイクル		8,249			新聞
	雑誌類			5,883			雑誌類
	タンボール	有価物回収組合 による売却		4,837		売却	タンボール
	紙パック			41			紙パック
	古着類			1,886			古着類
							1,846



## (5) 処理施設等の整備

### ア 廃棄物処理施設

上記の表 2 に示す分別区分及び処理体制で処理を行うため、表 3 のとおり必要な施設整備を行う。

表 3 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	高効率ごみ発電施設	北部清掃工場建替建設事業	381 t/日	千葉県船橋市 大神保町 1360 番地	H25～H29
2	高効率ごみ発電施設	南部清掃工場建替建設事業	339 t/日	千葉県船橋市 潮見町 38 番地	H28～H32

※現有施設の概要は添付資料 5 を参照。

### (整備理由)

事業番号 1 既存施設の老朽化、資源化促進、最終処分量削減、エネルギー高効率回収  
 事業番号 2 既存施設の老朽化、資源化促進、最終処分量削減、エネルギー高効率回収

### イ 合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備については、表 4 のとおり行う。

表 4 合併処理浄化槽への移行計画

事業番号	事業名	整備済基数 (平成 22 年度)	整備計画 基数	整備計画 人口	事業期間
3	浄化槽設置整備事業	114 基	120 基	669 人	H25～H29

(6) 施設整備に関する計画支援事業

(5) の施設整備に先立ち、表 5 のとおり計画支援事業を行う。

表 5 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
32	南部清掃工場建替建設（事業番号 2）に係る環境影響評価	環境影響評価	H24～H27
	南部清掃工場建替建設（事業番号 2）に係る PFI 導入可能性調査	PFI 導入可能性調査	H25
	南部清掃工場建替建設（事業番号 2）に係る PFI アドバイザリー又は基本設計等	PFI アドバイザリー又は基本設計等	H26～H27
	南部清掃工場建替建設（事業番号 2）に係るダイオキシン類調査	ダイオキシン類調査	H25
	南部清掃工場建替建設（事業番号 2）に係る埋設廃棄物対策調査	埋設廃棄物調査	H25
	南部清掃工場建替建設（事業番号 2）に係る解体等計画	解体・建設等計画	H26～H27

## (7) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

### ア 焼却残渣等の資源化拡大

本市では、市内に最終処分場を保有していないため、他県の民間処分業者に処分を委託している。

そのため、ごみ排出量の減量化を進めていくことはもちろんのこと、最終処分量の多くを占めている焼却残渣等について、資源化・有効利用を、民間の処理施設の活用を含めて、今後より一層、積極的に推進し、可能な限り最終処分量を削減していく。

また、安定処理の観点から、近隣で処理が可能となるよう検討を進めるとともに、広域的な対策を講じられるよう、県に要望していく。

### イ 有害物質の発生抑制

焼却施設等から発生するダイオキシン類や重金属等については、燃焼管理の徹底や施設改善に努め、さらなる発生抑制を図る。

### ウ 災害廃棄物の処理体制の構築

災害時に一時的に大量の廃棄物が発生するなど、緊急事態が発生した場合には、広域支援体制による迅速な対応が求められる。このため、関係各機関や近隣自治体などと引き続き協力体制を構築していくとともに、北部清掃工場、南部清掃工場の施設更新においては、災害廃棄物の処理を行うことが可能な施設を目指して、整備事業を進めていく。

なお、災害時の廃棄物処理計画を検討するため、震災廃棄物処理計画に加え、平成19年度に水害廃棄物処理計画を策定した。

## 4 計画のフォローアップと事後評価

### (1) 計画のフォローアップ

毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて千葉県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

### (2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等をふまえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

# **添付書類**



## 添付資料1 対象地域図

対象となる地域は船橋市全域であり、以下図の網掛け部分である。

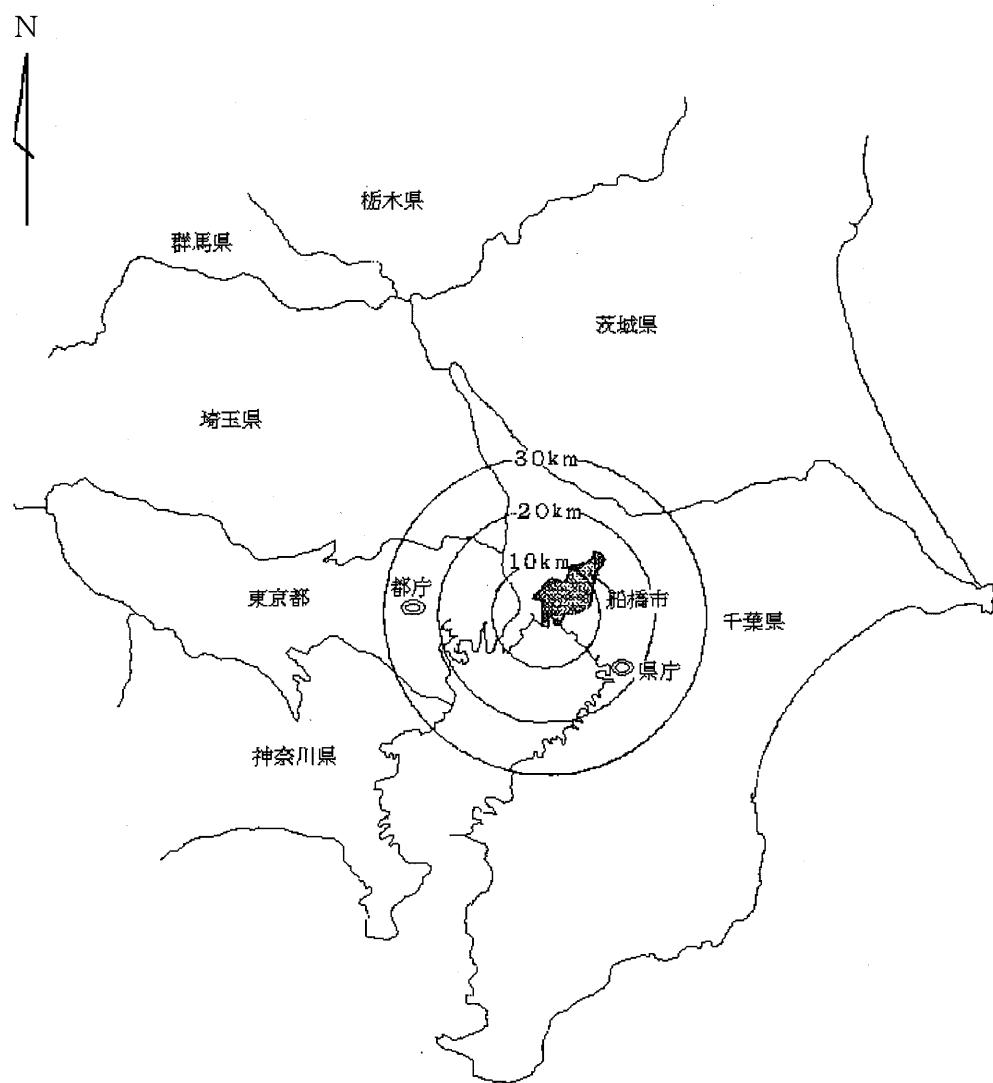


図 S-1 対象地域図

## 添付資料2 現有施設と予定施設

本市の現有施設と予定施設の配置は、以下図のとおりである。

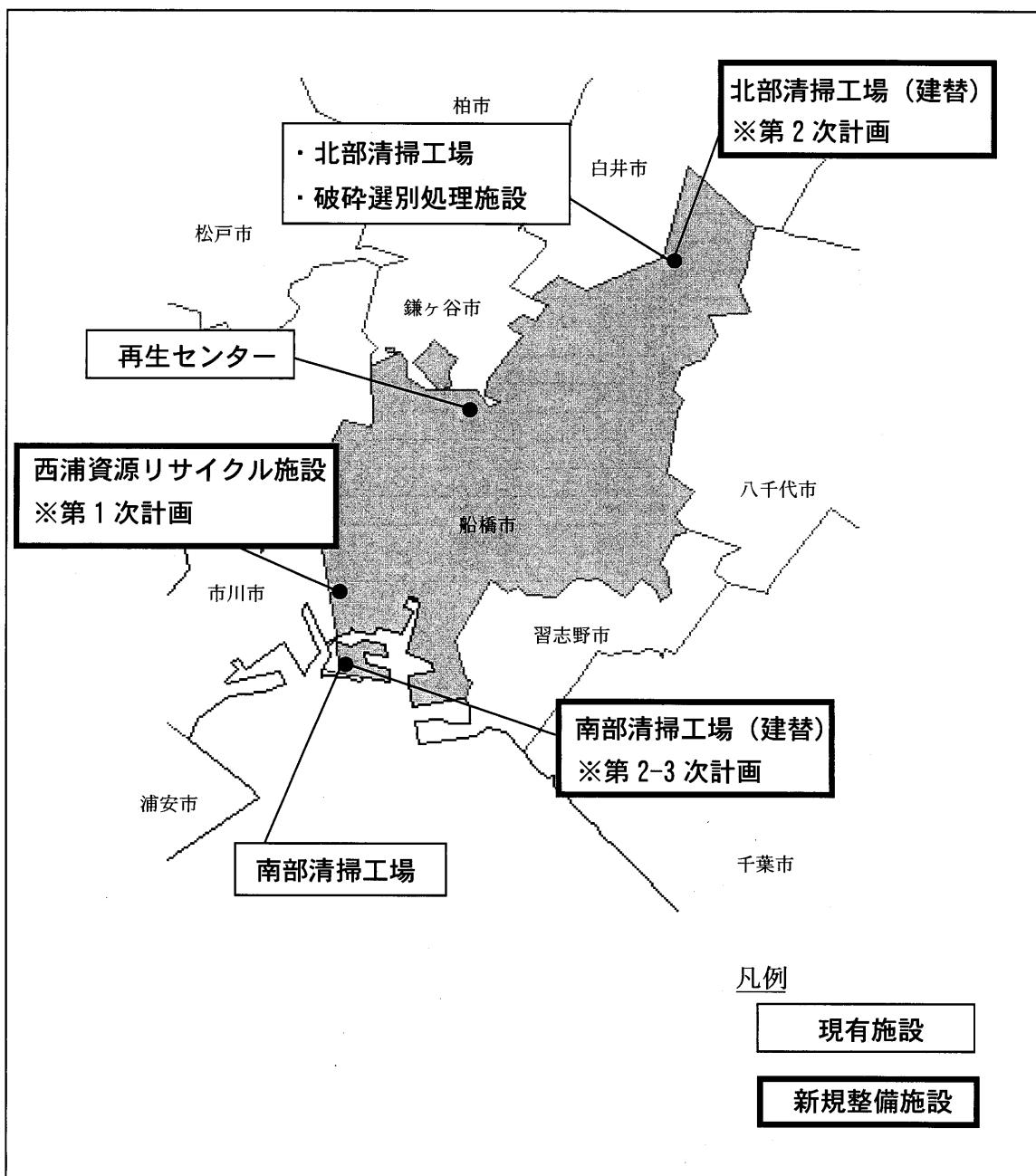


図 S-2 現有施設と予定施設

### 添付資料3 目標の設定に関するグラフ等

目標の設定に関するグラフを以下の表と図に示す。

表 S-1 ごみ量の目標の設定に関する表

単位:t/年

		家庭系ごみ	事業系ごみ	有価物	人口(人)
実績	H13	149,912	67,342	33,227	553,598
	H14	152,511	69,406	31,886	559,956
	H15	151,104	69,938	30,624	565,383
	H16	147,341	71,047	29,461	567,887
	H17	148,282	70,217	28,724	569,835
	H18	149,455	68,120	28,132	574,985
	H19	147,570	69,066	26,470	584,215
	H20	146,215	62,460	23,562	591,720
	H21	145,562	53,735	21,705	600,025
	H22	143,790	50,182	20,897	609,040
推計	H23	143,492	50,682	20,853	613,432
	H24	142,747	50,905	20,745	617,824
	H25	142,373	51,267	20,691	622,216
	H26	141,980	51,629	20,634	626,608
	H27	142,157	52,133	20,659	630,999
	H28	141,289	52,133	20,533	634,261
	H29	141,000	52,528	20,491	637,523
	H30	140,700	52,797	20,448	640,785

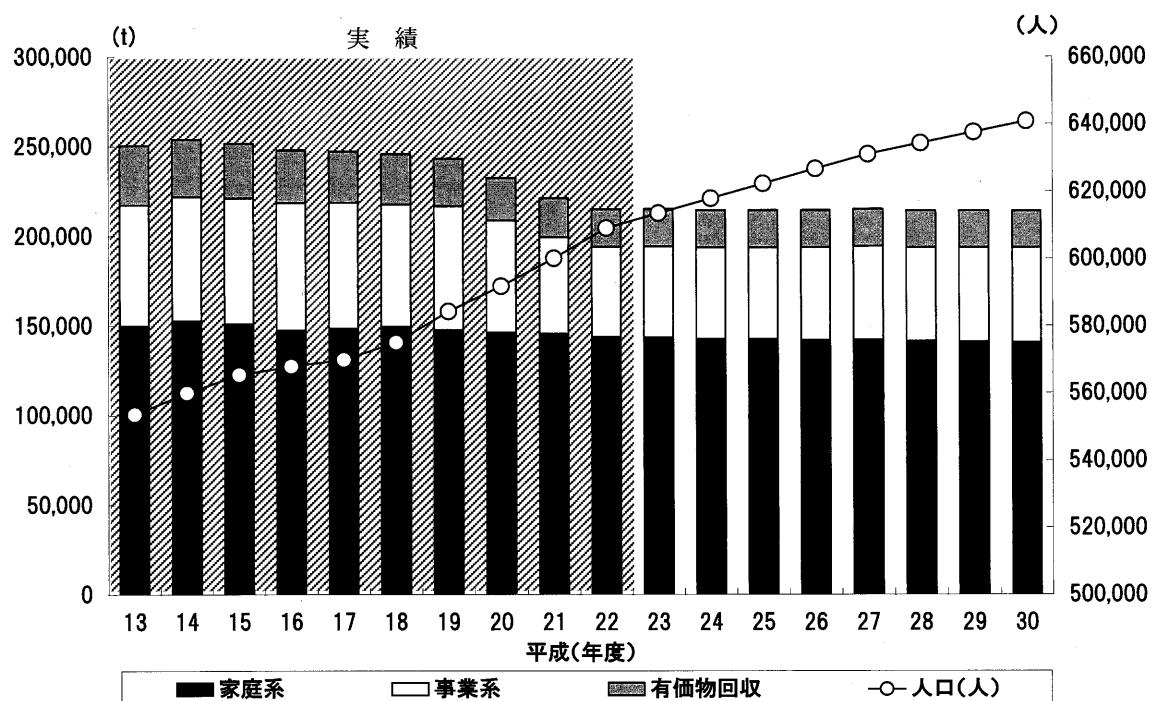


図 S-3 ごみ量の目標の設定に関するグラフ

表 S-2 リサイクル及び最終処分の目標の設定に関する表

		総資源化量	最終処分量	リサイクル率
		(t)	(t)	単位: %
実績	H13	52,418	22,001	20.9%
	H14	54,223	16,983	21.4%
	H15	47,801	20,836	19.0%
	H16	44,732	22,903	18.1%
	H17	52,427	14,335	21.2%
	H18	51,527	15,267	21.0%
	H19	51,519	12,838	21.2%
	H20	48,645	12,404	20.9%
	H21	45,562	11,973	20.6%
	H22	44,590	11,455	20.8%
推計	H23	44,559	11,432	20.7%
	H24	45,581	11,323	21.2%
	H25	51,326	10,739	23.9%
	H26	51,323	10,734	23.9%
	H27	51,519	10,765	23.9%
	H28	51,331	10,725	23.9%
	H29	51,533	10,050	24.0%
	H30	51,782	9,756	24.2%

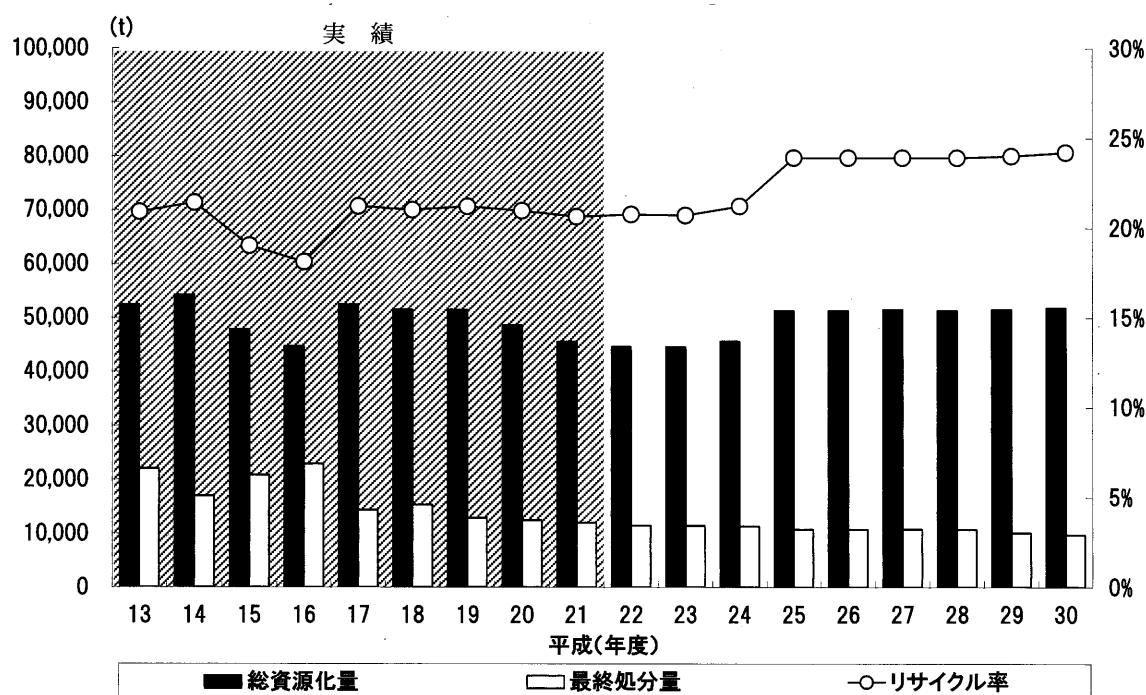


図 S-4 リサイクル及び最終処分の目標の設定に関するグラフ

## 添付資料4 分別区分説明資料

本市における平成24年10月現在の分別区分を以下に示す。

表S-3 本市における分別区分

平成24年10月現在

		収集方法	排出方法	収集形態	収集回数		
可燃ごみ	昼間収集区域	ステーション	指定袋	直営	週3回		
	夜間収集区域						
不燃ごみ		戸別収集	有料シール添付	委託	月1回		
粗大ごみ					電話申込 (有料制)		
資源ごみ	ピン	ステーション	PP袋	週1回			
	カン・金属類						
	ペットボトル		あみ袋				
有価物	新聞	ステーション	種類ごとに ひもで縛る	集団回収	週1回		
	雑誌類						
	ダンボール		ポリ袋に入れ、「古着」 などと表示する。				
	紙パック						
	古着類						

## 添付資料5 現有処理施設の概要

本市では、中間処理施設として、北部清掃工場、南部清掃工場、破碎選別処理施設の3施設、清掃工場における中間処理後の再資源化施設としてリサイクルプラント、焼却灰再資源化施設の2施設、再使用品や再生品の販売施設として再生センターの1施設を有している。

以下に、各施設概要を示す。

表 S-4 船橋市北部清掃工場

施設名	船橋市北部清掃工場
所在地	千葉県船橋市大神保町1356番地
竣工年月	昭和58年3月（平成4年3月に主要設備を変更）
敷地面積	40,377 m <sup>2</sup>
方式	全連続燃焼式焼却炉
型式	旋回流動型流動床炉
処理能力	435 t /日 (145 t /日×3基)
処理対象物	可燃物
主な設備等	受入供給設備、焼却設備、燃焼ガス冷却装置、排ガス・排水処理設備、余熱利用設備、通風設備、灰出設備、電気設備、計装設備
余熱利用	発電、場内給湯・暖房等
総工事費	6,743,000 千円 (主要設備変更時: 6,107,900 千円)

表 S-5 船橋市南部清掃工場

施設名	船橋市南部清掃工場
所在地	千葉県船橋市潮見町38番地
竣工年月	平成元年8月
敷地面積	32,997 m <sup>2</sup>
方式	全連続燃焼式焼却炉
型式	NKKフェルント式
処理能力	375 t /日 (125 t /日×3基)
処理対象物	可燃物
主な設備等	受入供給設備、焼却設備、燃焼ガス冷却設備、排ガス処理設備、排水処理、余熱利用、通風設備、灰出設備、電気設備、計装設備
余熱利用	発電、風呂・給湯・暖房等
総工事費	9,389,492 千円

表 S-6 船橋市破碎選別処理施設

施設名	破碎選別処理施設
所在地	千葉県船橋市大神保町1356番地（北部清掃工場敷地内）
竣工年月	平成8年3月
敷地面積	4,399 m <sup>2</sup>
方式	手選別・破碎（2軸剪断式）
処理能力	92 t/日（46t/5時間×2基）
処理対象物	不燃ごみ、粗大ごみ
主な設備等	選別設備、破碎設備

表 S-7 船橋市焼却残渣リサイクルプラント（稼働停止中）

施設名	船橋市焼却残渣リサイクルプラント
所在地	千葉県船橋市大神保町1356番地（北部清掃工場敷地内）
竣工年月	平成6年3月
敷地面積	300 m <sup>2</sup>
処理能力	22 t/日
処理対象物	焼却残渣（北部清掃工場から排出される不燃物）
主な設備等	受入設備、選別設備、塩分除去設備、粉碎・研磨設備、分級・貯蔵設備
総工事費	244,110 千円

表 S-8 船橋市焼却灰再資源化施設（休止中）

施設名	船橋市焼却灰再資源化施設
所在地	千葉県船橋市潮見町38番地（南部清掃工場敷地内）
竣工年月	平成11年3月
敷地面積	3,769 m <sup>2</sup>
方式	焼成方式（焼結固化方式）
型式	トンネルキルン
処理能力	25 t/日
処理対象物	焼却灰（南部清掃工場から排出される焼却灰）
主な設備等	焼却灰前処理設備、混合成型設備、焼結粉碎設備、排ガス設備
総工事費	1,851,990 千円

表 S-9 船橋市再生センター

施設名	船橋市再生センター
所在地	千葉県船橋市金杉町915-1
竣工年月	平成元年10月
方式	展示・販売

## 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1(平成25年度)

1 地域の概要		(2)地域内人口		(3)地域面積		85.64 km <sup>2</sup>
(1)地域名 (4)構成市町村 (6)構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	船橋市	(5)地域の要件 (人口) 面積	609,040人	離島	豪雪	
	船橋市		沖縄	山村	半島	
				過疎	その他	

## 2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	過去の状況・現状・排出量に対する割合)						目標	
	年	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H30
事業系 総排出量(トン)		70,217	68,120	69,066	62,460	53,735	50,182	52,797
1事業所当たりの排出量(トン/事業所)		4.4	4.4	4.4	3.2	3.2	3.0	3.0
家庭系 総排出量(トン)		148,282	149,455	147,570	146,215	145,562	143,790	140,700
1人当たりの排出量(kg/人)		24.4	24.5	23.8	23.3	22.9	22.2	20.7
合計 事業系家庭系排出量合計(トン)		218,499	217,575	216,635	208,675	199,297	193,971	193,497
直接資源化量(トン)	10,362 (4.7%)	9,400 (4.3%)	11,685 (5.6%)	11,750 (5.6%)	11,118 (5.6%)	11,006 (5.7%)	12,627 (6.5%)	
再生利用率	52,427 (24.0%)	51,529 (23.7%)	52,626 (24.3%)	49,462 (23.7%)	45,562 (22.9%)	44,590 (23.0%)	53,552 (27.7%)	
熱回収量	19,508	19,572	18,653	23,748	23,565	23,927	63,087	
中間処理による減量化量	180,461 (32.6%)	178,911 (32.2%)	177,641 (32.0%)	170,372 (31.6%)	163,466 (32.0%)	158,823 (31.9%)	152,406 (31.8%)	
最終処分量	14,335 (6.6%)	15,267 (7.0%)	12,838 (5.9%)	12,404 (5.9%)	11,973 (6.0%)	11,455 (5.9%)	7,986 (4.1%)	

## 3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	実施主体	現有施設の内容		更新、廃止、新設の内容		備考
		型式及び処理方式	補助の有無	処理能力(単位)	開始年月	
北部清掃工場	船橋市	流動式床焼却炉	有	43t/日	S58.3 H29.3	ストーブ方式焼却炉 老朽化
南部清掃工場	船橋市	全連続燃焼式焼却炉	有	375t/日	H1.8 H32.3	ストーブ方式焼却炉 老朽化
破碎選別処理施設	船橋市	破碎	無	92t/日	H8.1 H25.3～H25.6 (移設期間)	余熱利用施設建設 破碎
西浦資源リサイクル施設	船橋市					余熱利用施設建設 破碎、選別 H25.6 H29.3 廃止予定

4. 生活排水処理の現状と目標

		過去の状況・現状(排出量に対する割合)					目標	
		H17	H18	H19	H20	H21	H22	H30
総人口		579,202	586,228	594,608	602,301	609,335	613,094	640,785
公共下水道	汚水衛生処理人口	275,836	294,067	308,987	331,463	373,376	395,038	498,451
	汚水衛生人口普及率	47.6%	50.2%	52.0%	55.0%	61.3%	64.4%	77.8%
合併処理浄化槽	汚水衛生処理人口	171,840	161,324	154,091	141,399	130,534	119,541	98,324
	汚水衛生人口普及率	29.7%	27.5%	25.9%	23.5%	21.4%	19.5%	15.3%
未処理人口	汚水衛生処理人口	131,526	130,837	131,530	129,439	105,425	98,515	44,010

5. 净化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容			整備予定基数の内容			備考
		基數	処理人口	開始年月	基數	処理人口	目標年次	
浄化槽設置整備事業	船橋市	3,057	18,724	S61	120	669	H30	

## 様式2

## 循環型社会形成推進交付金事業実施計画終活表2(平成24年度)

事業種別	事業番号	事業主体 名称	規模	事業期間 交付期間		総事業費(千円)				交付対象事業費(千円)				備考		
				単位	開始	終了	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度		
○ 純回収等に該する事業																
北部清掃工場建設事業	1	船橋市	381	t/日	H25	H29	16,638,442	26,316	650,165	5,553,469	8,335,288	2,073,204	10,550,243	0	514,065 4,626,619 4,035,206 1,374,353	
高効率ごみ発電施設(1/2)																
高効率ごみ発電施設(1/3)																
南部清掃工場建設事業	2	船橋市	339	t/日	H28	H29	2,380,203	0	0	0	513,090	1,867,113	1,273,853	0	0 0 0 0 1,273,853	
高効率ごみ発電施設(1/3)																
○ 施設整備に関する計画支援																
事業番号2に係る計画支援	32	船橋市	H25	H27	172,207	103,394	35,612	33,201	0	0	172,207	103,394	35,612	33,201	0 0 0 0 1,273,853	
○ 活化槽に関する事業																
浄化槽設置整備	3	船橋市														
合計											16,854,404	138,461	694,528	5,595,421	8,344,039 2,081,955 10,766,205 112,145 558,428 4,666,571 4,043,957 1,383,104	

様式3

## 地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別	事業番号	施策の名称	施策の内容	実施主体	事業期間 交付期間		交付金 必要の 有無	事業計画					備考
					開始	終了		平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	
発生抑制・ 再使用の推進、 広報・啓発計画、 資源化計画に 関するもの	101	マイバッグ運動及び詰め替え商品の推奨	マイバッグや詰め替え商品等の推奨を行う。	船橋市	H25	H29							
	102	レジ袋廃止や簡易包装に対する小売業者の協力	小売業者に対しレジ袋や過剰包装廃止を働きかけると共に、市民に対しては環境に配慮した消費行動を促していく。	船橋市	H25	H29							
	103	リユース環境の創出	不用品や再生品等の紹介やあつ隊、そのような取組みを行っている団体に対する情報を紹介し、リユースに参加しやすい環境を創出していく。	船橋市	H25	H29							
	104	リサイクル品の活用	廃棄物類を再生し、それを市民に引き渡す事業により、再生利用品の活用の推進と、ものを大切にする意識を育していく。	船橋市	H25	H29							
	105	生ごみの水切り	パンフレットや説明会による水切り運動を啓発し、より効果的な水切り手法の実践を促していく。	船橋市	H25	H29							
	106	分別排出の指導徹底	分別ルールの周知、分別排出の指導を進めていく。	船橋市	H25	H29							
	107	廃棄物の分別方法の指導強化	排出事業者に対する、発生抑制・リサイクルの推進に向けた分別排出指導を行なっていく。	船橋市	H25	H29							
	108	食品リサイクル法の普及啓発	食品関連事業者に対し、積荷の際に生ごみ処理事業等の広報・啓発を行なうと共に、保健所や食品関連団体と連携した広報稼働を行なっていく。	船橋市	H25	H29							
	109	ごみ処理手数料等の見直し	助成金・協力金制度、ごみ処理費用等の見直しを継続して行なっていく。	船橋市	H25	H29							
	110	ごみの有料化の検討	有料化による減量効果、実施手法及び導入の是非に関する検討を進めていく。	船橋市	H25	H29							
	111	認定制度による減量・資源化へのきっかけづくり	取り組みが優れている地域、集落所に対する認定制度や支援を行うと共に、優れた取り組みについて情報提供を行なっていく。	船橋市	H25	H29							
	112	循環型社会実現の基礎となる情報提供	市民・事業者に対し、ごみ減量、適正排出について情報提供を行い、広報・啓発を推進していく。	船橋市	H25	H29							
	113	多様な手段による効果的な情報提供	インターネット等の新しい情報媒体を活用した情報提供を行なうと共に、広報・啓発活動に対する市民参加の充実を検討・実施していく。	船橋市	H25	H29							
	114	地域に根ざした広報・啓発活動の推進	地域や事業者団体との連携を構築し、地域に根ざした広報・啓発活動を推進していく。	船橋市	H25	H29							
	115	環境教育の充実	教育機関と連携した環境教育の充実を図る。	船橋市	H25	H29							
	116	生ごみ処理機の助成制度の見直し検討	助成制度の効果や他市の状況を考慮し、継続の是非に問う検討を行なっていく。	船橋市	H25	H29							
	117	バイオマスの利活用	バイオマス資源の活用についての調査・研究を進めていく。	船橋市	H25	H29							
処理体制の構築に関するもの	21	循環型社会実現に向けた適切な分別区分の設定	環境負荷や費用対効果を考慮した分別区分の検討を行なっていく。また、これまで、点拾回収のみの実施であった、ペットボトルのステーション収集を開始する。	船橋市	H25	H29							
	22	受け入れ確認体制の見直し検討	受け入れ確認体制を強化すると共に、手数料の見直しについて、受入制限、料金設定に関する検討を続けていく。	船橋市	H25	H29							
処理施設の整備に関するもの	1	北部清掃工場建設事業	既存北部清掃工場の施設の老朽化に伴い、新しく清掃工場を建設する。	船橋市	H25	H29	○						
	2	南部清掃工場建設事業	既存南部清掃工場の施設の老朽化に伴い、新しく清掃工場を建設する。	船橋市	H28	H29	○						
	3	合併処理浄化槽整備	生活衛生の向上と公共用水域の水質汚濁防止を図るために合併処理浄化槽の設置を進めていく。	船橋市	H25	H29	○						
施設整備に 係わる計画 支援に関するもの	32	2の計画支援	現地影響評価 PEI導入可能性検査 PEIアドバイザリー又は基本設計 ダイオキシン類調査 解体等計画 埋設廃棄物対策調査	船橋市	H25	H27	○						
	41	焼却残渣等の資源化拡大	焼却残渣の資源化、有効利用を民間企業の活用を含め拡充し、最終処分量の削減を図ることに、近隣での処理の検討や協議的な対策について策に要望していく。	船橋市	H25	H29							
その他	42	有害物質の発生抑制	燃焼管理の徹底や施設改善により、有害物質の発生抑制を図る。	船橋市	H25	H29							
	43	災害廃棄物の処理体制の構築	災害廃棄物処理を想定した施設整備を行うと共に、関係各機関や近隣自治体との協力体制を構築する。	船橋市	H25	H29							

【参考資料様式 2】

## 施設概要（熱回収施設系）(1)

都道府県名 千葉県

(1) 事業主体名	船橋市
(2) 施設名称	北部清掃工場
(3) 工 期	平成 25 年度～平成 29 年度（第 2 次計画）
(4) 施設規模	処理能力 381t/日 (127t/日 × 3 炉)
(5) 形式及び処理方式	ストーカ方式
(6) 余熱の利用計画	1. 発電の有無 <input checked="" type="radio"/> (発電効率 18.5%以上) ・ 無 2. 熱回収の有無 <input checked="" type="radio"/> (熱回収率 未定) ・ 無
(7) 地域計画内の役割	焼却に伴う余熱利用を行い、広く環境負荷の低減を目指した施設として、循環型社会の形成に貢献する。
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	<input checked="" type="radio"/> 無

### 「灰溶融施設」を整備する場合

(9) スラグの利用計画	
--------------	--

### 「高効率原燃料回収施設」を整備する場合

(10) 発生ガス回収効率 及び発生ガス量	1. 発生ガス回収効率 Nm <sup>3</sup> /t 2. 発生ガス量 Nm <sup>3</sup> /日
(11) 回収ガスの利用計画	

(12) 事業計画額	14,258,239 (千円)
------------	-----------------

【参考資料様式 2】

## 施設概要（熱回収施設系）(2)

都道府県名 千葉県

(1) 事業主体名	船橋市
(2) 施設名称	南部清掃工場
(3) 工期	平成 28 年度～平成 29 年度（第 2 次計画）
(4) 施設規模	処理能力 339t/日 (113t/日 × 3 炉)
(5) 形式及び処理方式	ストーカ方式
(6) 余熱の利用計画	1. 発電の有無 <input checked="" type="radio"/> (発電効率 18.5%以上)・無 2. 熱回収の有無 <input checked="" type="radio"/> (熱回収率 未定)・無
(7) 地域計画内の役割	焼却に伴う余熱利用を行い、広く環境負荷の低減を目指した施設として、循環型社会の形成に貢献する。
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	<input checked="" type="radio"/> 無

### 「灰溶融施設」を整備する場合

(9) スラグの利用計画	
--------------	--

### 「高効率原燃料回収施設」を整備する場合

(10) 発生ガス回収効率 及び発生ガス量	1. 発生ガス回収効率 Nm <sup>3</sup> /t 2. 発生ガス量 Nm <sup>3</sup> /日
(11) 回収ガスの利用計画	

(12) 事業計画額	2,380,203 (千円)
------------	----------------

### ※全体事業分

工期 平成 28 年度～平成 32 年度（第 2～3 次計画）

事業計画額 26,217,101 (千円)

## 施設概要（浄化槽系）

都道府県名 千葉県

(1) 事業主体名	船橋市
(2) 整備計画の方針	下水道事業計画認可区域外及び下水道の整備が当分の間見込まれない下水道事業計画認可区域を浄化槽設置整備計画区域とする
(3) 事業の主要目的及び内容	浄化槽設置整備計画区域の生活排水対策として個人で高度処理型浄化槽を設置する者に設置費用の一部補助を行う
(4) 設置整備事業の整備計画	有（平成 25 年度～平成 29 年度）
(5) 浄化槽整備状況	平成 30 年度整備計画人口／全体整備計画人口 (%) 20.0% 平成 25 年度前の整備人口／全体整備人口 (%) 19.7%
(6) 具体的な整備計画	総事業費 43,755 千円（整備計画人口 669 人分） 選定額 43,755 千円 所要額 14,585 千円

## ○ 交付金対象となる浄化槽の整備規模及び選定額（内訳）

個人設置型

(千円)

人槽区分	交付対象基數 (669 人分)	基準額	対象経費 支出予定額	選定額
5 人槽	93 基 (465 人分)	41,102	32,770	32,770
6～7 人槽	22 基 (154 人分)	10,831	8,625	8,625
8～10 人槽	5 基 (50 人分)	2,962	2,361	2,361
合計	120 基 (669 人分)	54,895	43,755	43,755

## 計画支援概要

都道府県名 千葉県

(1) 事業主体名	船橋市		
(2) 事業目的	エネルギー回収推進施設（南部清掃工場）の整備		
(3) 事業名称	南部清掃工場建替に伴う環境影響評価	南部清掃工場建替に伴う PFI 導入可能性調査	南部清掃工場建替に伴う PFI アドバイザリー又は基本設計
(4) 事業期間	平成 25 年度～ 平成 27 年度 (第 2 次計画)	平成 25 年度	平成 26 年度～ 平成 27 年度
(5) 事業概要	環境影響評価	PFI 導入可能性調査	PFI アドバイザリー又は基本設計

(6) 事業計画額	106,470 (千円)	5,103 (千円)	28,836 (千円)
-----------	--------------	------------	-------------

(3) 事業名称	南部清掃工場建替に伴うダイオキシン類調査 (焼却灰再資源化施設)	南部清掃工場建替に伴う解体等計画 (焼却灰再資源化施設)	南部清掃工場建替事業に係る埋設廃棄物対策調査
(4) 事業期間	平成 25 年度	平成 26 年度～ 平成 27 年度	平成 25 年度
(5) 事業概要	ダイオキシン類調査	解体・建設等計画	埋設廃棄物対策調査

(6) 事業計画額	10,353 (千円)	7,008 (千円)	14,438 (千円)
-----------	-------------	------------	-------------

### ※全体事業分

#### 南部清掃工場建替に伴う環境影響評価

事業期間 平成 24 年度～平成 27 年度 (第 1～2 次計画)

事業計画額 116,025 (千円)